

応急仮設住宅の供与期間の再延長について

（令和3年1月19日
地域福祉課
住宅課）

1 要旨

地域によっては、災害復旧事業の進捗状況によって、3年間（令和3年7月5日まで）に再建できない世帯が想定されるため、再度1年間延長することについて内閣府と協議したところ、令和2年12月28日付で同意を得たため、令和3年1月6日付けで、現在入居している全28世帯（退去予定の世帯及び広島市供与のみなし仮設住宅を除く。）に対して供与延長要件等の周知を行った。

2 供与延長の概要

（1）供与期間

1年間の再延長（令和4年7月5日まで）

（2）供与延長の対象要件

本人の責によらない理由により、応急仮設住宅の供与期間内に再建することができない者を対象とし、具体的な要件は次のとおりである。

- ① 再建先周辺の災害復旧工事や災害関連緊急事業等の工事の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者
- ② 自己都合によらない真にやむを得ない理由により、想定していた再建ができなくなる等した者

なお、令和3年1月19日現在で想定される延長の対象となるのは14世帯であり、各市町の内訳は次のとおりである。

【想定する各市町の供与延長世帯数】

市町	広島市	呉市	三原市	福山市	東広島市	熊野町	坂町	合計
世帯数	2	1	1	1	3	1	5	14

3 今後の予定

- （1）供与延長の対象世帯については、令和3年5月から、応急仮設住宅の入居期間延長の契約手続を行う。
- （2）その他の世帯については、市町や関係機関と密に連携しながら、早期の住宅再建を支援する。